

令和6年11月28日  
【国立国会図書館】

## 【概要書】

### 令和5年度 国立国会図書館年報

国立国会図書館法第6条の規定により、国立国会図書館の経営及び財政状態について報告するため、標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

#### 《報告書の概要》

- 国立国会図書館は、国会の国政審議を補佐する機関として、また、我が国唯一の国立図書館として、納本制度等により広く資料を収集し、国会、行政・司法各部門及び国民に対してサービスを提供している。
- 本報告書は、令和5年度に行った、国会等に対するサービスやサービスの基礎となる資料の収集・保存、図書館協力、電子情報サービス等についてまとめたものである。

連絡先は省略。